

【件名】児童館モデル事業の実施について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 モデル事業の概要

現在ある18館の児童館の機能を強化するため、令和7年度以降に順次3つの類型（基幹型・乳幼児機能強化型・中高生機能強化型）に移行して運営をすることとしている。令和6年度においては、移行に向けた「モデル事業」を実施し、利用ルールなどに子どもと子育て家庭の意見を反映しながら新たな児童館の運営モデルを確立していく。

（1）モデル事業の対象

城山ふれあいの家（中野1-20-4）

朝日が丘児童館（本町2-32-14）

（2）モデル事業の開始時期

令和6年6月24日（月曜日）

（3）内容

①開館日の拡充

朝日が丘児童館について、毎週月曜日を開館する。（祝日及び年末年始は除く）

施設名	現行	モデル事業
城山ふれあいの家	月曜日から土曜日まで	現行から変更なし
朝日が丘児童館	火曜日から土曜日まで	月曜日から土曜日まで

②開館時間の拡充

城山ふれあいの家及び朝日が丘児童館ともに、水曜日及び金曜日については開館時間を1時間延長する。ただし、平日の午後6時以降の利用対象は、原則として乳幼児親子及び中学生・高校生年代の子どもとする。

モデル事業を通じて、午後7時まで開館することによる影響や利用者ニーズ等を踏まえながら、段階的に延長日の拡充を検討していく。

施設名	区分	現行	モデル事業
城山ふれあいの家	平日	午前10時から午後6時まで	<月・火・木曜日> 午前10時から午後6時まで <水・金曜日> 午前10時から午後7時まで
	土曜日及び学校休業日	午前10時から午後6時まで	現行から変更なし ※水曜日及び金曜日は午後7時まで開館
朝日が丘児童館	平日	午前10時から午後6時まで	<月・火・木曜日> 午前10時から午後6時まで <水・金曜日> 午前10時から午後7時まで
	土曜日及び学校休業日	午前9時から午後5時まで	午前10時から午後6時まで ※水曜日及び金曜日は午後7時まで

③利用者のニーズを踏まえた運営ルール等の見直し

来館者への聴き取りなどのほかWEBによるアンケートを実施し、利用者のニーズを踏まえて運営ルール等の見直しを行う。

④類型ごとの機能強化

現在ある18館の児童館は、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした児童福祉施設であり、これまで児童館が果たしてきた機能・役割を基礎とした上で、類型ごとの機能を強化していく。

【基幹型】

城山ふれあいの家：福祉的課題への対応、子育てに関する相談や情報提供、子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動への支援の実施

【乳幼児機能強化型】

朝日が丘児童館：乳幼児親子向け事業やイベントの充実

2 区民への周知広報

モデル事業の実施による開館日時の変更などをより多くの区民に周知するため、区ホームページや区報、SNS、児童館のおたより等の様々な媒体により広報する。

3 今後の予定

令和6年度のモデル事業の実施を経て、令和7年度以降は計画に基づく類型に順次移行していく。